

狛江市子育て・教育支援複合施設の設置及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 子ども家庭支援センター（第6条—第12条）
- 第3章 児童発達支援センター（第13条—第19条）
- 第4章 教育支援センター（第20条—第23条）
- 第5章 雑則（第24条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は，子どもの育ちや発達，虐待，いじめ，不登校等の諸課題に対して，子どもの成長に応じて切れ目なく，垣根のない支援を行い，子育てをしている家族を支える拠点として，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき狛江市子育て・教育支援複合施設を設置し，その管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 狛江市子育て・教育支援複合施設の名称及び位置は，次のとおりとする。

- （1） 名称 狛江市子育て・教育支援複合施設
- （2） 位置 狛江市元和泉一丁目11番11号

（施設の構成）

第3条 狛江市子育て・教育支援複合施設は，次の各号に掲げる施設をもって構成する。

- （1） 狛江市子ども家庭支援センター（以下「子ども家庭支援センター」という。）
- （2） 狛江市児童発達支援センター（以下「児童発達支援センター」という。）
- （3） 狛江市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）

2 狛江市子育て・教育支援複合施設に，当該施設及び前項各号に規定する施設を統括的に管理運営する統括施設長及び必要な職員を置く。

3 第1項に規定する施設の管理について必要な事項は，別に定める。

(基本姿勢)

第4条 狛江市子育て・教育支援複合施設を構成する施設及び職員は、それぞれの施設の機能が相乗的に発揮され、子どもにとって最善の利益が図られるよう、総合的な観点をもって管理運営されなければならない。

(損害賠償の義務)

第5条 狛江市子育て・教育支援複合施設を使用する者は、狛江市子育て・教育支援複合施設、附属設備等を毀損し、又は滅失させたときは市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第2章 子ども家庭支援センター

(設置)

第6条 子どもと家庭に関する相談を受けること及び子育てに関する事業を行うことで、子どもと家庭を支援し、市民が安心して子どもを産み育てることができる地域環境の形成を図ることを目的として、子ども家庭支援センターを設置する。

(事業)

第7条 子ども家庭支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子ども及び家庭の総合的な相談並びに支援に関すること。
- (2) 子ども及び家庭を支援するサービスの提供並びに調整に関すること。
- (3) 子育てグループ等への支援に関すること。
- (4) 地域の子育て支援活動の推進に関すること。
- (5) 関係機関との連携及び調整に関すること。
- (6) 子育てに係る情報提供に関すること。
- (7) 子どもの虐待の防止に関すること。
- (8) 子育て援助活動に関すること。
- (9) その他市長が必要と認める事業

(使用対象者)

第8条 子ども家庭支援センターを使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住する18歳未満の児童及びその保護者
- (2) 子育て支援に関する活動を行っている者又は行おうとしている者
- (3) その他市長が特に認める者

(使用の許可)

第9条 子ども家庭支援センターを使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、あらかじめ許可を受けなければならない。

2 市長は、使用目的又は使用内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、子ども家庭支援センターの使用を許可しないことができる。

(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 子ども家庭支援センター並びに付属設備及び器具（以下「付属設備等」という。）を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、子ども家庭支援センターの使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は停止することができる。

(1) 使用目的に反する行為をしたとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

(使用料等)

第11条 子ども家庭支援センターの使用は、無料とする。ただし、教材費等の実費については、この限りでない。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、子ども家庭支援センターの使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

2 第10条の規定により、使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限又は停止されたときも同様とする。

第3章 児童発達支援センター

(設置)

第13条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定により、同法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして児童発達支援センターを設置する。

(事業)

第14条 児童発達支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）
- (2) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）
- (3) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第18項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。）
- (5) 障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）及び障害の疑いがある児童に係る成長及び発達に関する相談，療育に関する相談並びに経過観察
- (6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事業
(使用対象者)

第15条 児童発達支援センターを使用することができる者は，次の各号に掲げる事業の区分に応じ，当該各号に定めるものとする。

- (1) 児童発達支援又は保育所等訪問支援 児童福祉法第21条の5の5第1項の規定により同項に規定する通所給付決定を受けた保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）及びその児童又は同法第21条の6の規定による措置に係る児童
- (2) 障害児相談支援 児童福祉法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者及びその児童
- (3) 計画相談支援 総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等
- (4) 前条第5号及び第6号に規定する事業 市長が必要と認める者
(使用の許可)

第16条 児童発達支援センターを使用しようとする者は，規則で定めるところにより市長に申請し，あらかじめ許可を受けなければならない。

2 市長は、使用目的又は使用内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童発達支援センターの使用を許可しないことができる。

(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 感染性の疾患にかかったとき又はその疾患が他の利用者に感染するおそれがあると認められるとき。

(3) 利用定員に達したとき。

(4) 児童発達支援センターの管理上支障があると認められるとき。

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童発達支援センターの使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は停止することができる。

(1) 使用目的に反する行為をしたとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

(使用料等)

第18条 児童発達支援及び保育所等訪問支援を使用する者の使用料は、次の各号に掲げる費用の額の合計額とする。

(1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額（次号に掲げる費用の額を除く。）を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）

(2) 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用の額

(3) 児童福祉法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）

(4) 総合支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）

2 市長は、前項に規定するもののほか、食事の提供に要する費用その他利用者に負担さ

せることが適当と認められるものについては，規則で定めるところにより，当該利用者から徴収することができる。

(減免)

第19条 市長は，特別の理由があると認めるときは，前条に規定する額を減額し，又は免除することができる。

第4章 教育支援センター

(設置)

第20条 狛江市教育の振興を図るため，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により，教育支援センターを設置する。

(管理及び運営)

第21条 教育支援センターは，教育委員会が管理運営する。

(事業)

第22条 教育支援センターは，次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育相談に関すること。
- (2) 就学・転学相談に関すること。
- (3) 不登校児童，生徒の適応指導に関すること。
- (4) 学校生活に配慮を要する児童，生徒への適応指導に関すること。
- (5) 教育に関する資料の収集，調査，研究及び普及に関すること。
- (6) 教職員の研究，研修及び相談に関すること。
- (7) その他必要と認める事業

(職員)

第23条 教育支援センターにセンター長及び必要な職員を置く。

第5章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は，別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和2年4月30日から施行する。

(準備行為)

- 2 狛江市子育て・教育支援複合施設の開設その他この条例の施行に際し，必要な準備行

為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(狛江市子ども家庭支援センター条例の廃止)

3 狛江市子ども家庭支援センター条例（平成18年条例第28号）は、廃止する。

(狛江市教育研究所条例の廃止)

4 狛江市教育研究所条例（平成25年条例第6号）は、廃止する。